# 国際信号旗ノ寸法ニ関スル件 （昭和八年逓信省令第五十一号）

政府間海事協議機関ノ採択セル国際信号書掲載ノ国際信号旗ハ左ノ寸法ノモノノ中何レカヲ使用スベシ

文字旗

Ａ及Ｂ

Ｃ

Ｄ

Ｅ

Ｆ

Ｇ

Ｈ及Ｋ

Ｉ

Ｊ

Ｌ及Ｕ

Ｍ及Ｖ

Ｎ

Ｏ

Ｐ及Ｓ

Ｑ

Ｒ及Ｘ

Ｔ

Ｗ

Ｙ

Ｙ

数字旗

１及２

３及０

４及８

５

６及７

９

回答旗

代表旗

第一代表旗

第二代表旗

第三代表旗

# 附　則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

##### ○２

本令施行ノ際現ニ使用スル万国船舶信号旗ハ其ノ寸法本令ニ適合セザルモノト雖当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

# 附　則（昭和四四年三月一九日運輸省令第一号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。